# 旭川市立正和小学校学校いじめ防止基本方針





平成26年4月 (令和5年4月 改定)

# [目 次]

はじ	めに	1		
I U	じめ防止等のための対策の基本的な方針に関する事項			
1	いじめの防止等に関する基本理念	2		
2	いじめの理解	2		
	(1) いじめの定義 (2) いじめの内容 (3) いじめの要因			
	(4) いじめの解消 (5) いじめの重大事態			
	学校が実施するいじめ防止等の取組			
1	本校のいじめの実情および本年度の目標	4		
2	2 児童が主体となった取組の推進			
3	3 学校いじめ対策組織の設置			
4	いじめ防止の取組	6		
5	いじめの兆候の早期発見と積極的な認知	7		
	・いじめ発見・見守りチェックシート	8		
	・主な相談窓口	9		
6	いじめへの対処	10		
7	いじめの解消	11		
	• 早期発見・事案対処マニュアル	12		
8	いじめの重大事態への対応	13		
9	いじめ防止等に関する期間,保護者との連携	14		
10	インターネットを通じて行われるいじめへの対処	14		
	保護者との連携			
11	学校いじめ防止プログラム	15		
12	いじめ発見観察ポイント(保護者用)	16		

#### はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも、「いじめは、どの児童にも起こりうる」という危機意識を 常にもつことが重要であるという基本認識に立ち、全ての児童がいじめを絶対に許さ ず、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致協力し て、「いじめのない楽しい学校づくり」に努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、児童や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻くすべての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法第13条」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

#### 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な方針に関する事項

#### 1 いじめの防止等に関する基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題です。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなること旨として行わなければなりません。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの網指導の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、市、教育委員会、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

#### 2 いじめの理解

#### (1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下, 「法」といいます。)では, いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は, 表面的・形式的に行うのではなくいじめを受けた児童や周辺の状況を踏まえ, 法の定義の下に判断し, 対処します。

また, 法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり, 「心身の苦痛を感じているもの」の要件を限定して解釈することがないように努めます。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
  - 2 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号) 第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学 校(幼稚部を除く。)をいう。
  - 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
  - 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

#### (2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては,次のようなものがあります。

- ○冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをを言われる。
- 〇仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 〇軽くぶつかられたり、遊ぶふりしてたたかれたり、蹴られたりする。
- 〇ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- 〇金品をたかる。
- 〇金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 〇嫌なことや恥ずかしいこと,危険なことをされたり,させられたりする。
- 〇パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

#### (3) いじめの要因

- いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。
  - 〇いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
  - 〇いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題で もあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こりうる。
  - 〇いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在や、 所属集団の閉鎖性の問題により、潜在化したり深刻化したりする。
  - 〇児童一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
  - 〇児童の発達の段階に応じた,人権に関する正しい理解,自他を尊重する態度,自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ,互いの違いを認め合い,支え合うことができず,いじめが起こり得る。

#### (4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

#### ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。

#### イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において, いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人およびその保護者に対し, 心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

#### (5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次の通り規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命,心身または財産に重大な被害 が生じた疑いがあると認めるとき。
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき

#### 第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組

- 1 本校のいじめの実情および本年度の目標
  - (1) 本校のいじめの実態(令和4年度)
    - ① 認知件数 10件「いやな思い」
    - ② 態様 悪口を言われる、無視される、SNS で嫌なことを書かれるなど
    - ③ 解消率 80%

いじめ対策組織を機能させ、個別指導・全体指導・観察・面談等を状況に応じて継続的に行い、8件の「解消」判断に至った。

④ いじめアンケート(令和3年度5月と11月)より

ア「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した児童の割合 5月 100% 11月 100% 2月 100%

イ「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した児童の割合 5月 8.1% 11月 0% 2月 0%

#### (2) 本年度の目標および指標

① 月標

「仲間とともに 主体的に考え 関わり合い 高め合う 正和っ子の育成」(本年度学校重点目標)に基づき、児童の自己有用感、自己肯定感の育成に係る活動を計画的に行う。

② 評価指標

ア「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答する児童を、いじめアンケートで100%にする。

イ「いやな思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答する児童をいじめアンケートで O%にする。

#### 2 児童が主体となった取組の推進

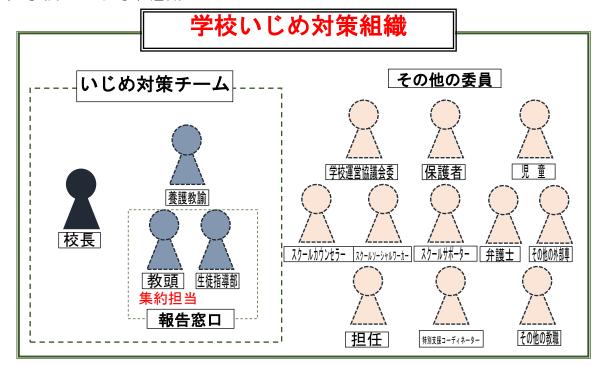
いじめはどの子どもにも起こりうることから、何よりも、児童をいじめに向かわせないための未然防止の取組を大切にする。

そのため、児童が他の児童や教職員と信頼できる関係の中で安心して安全に学校生活を送ることができ、児童が主体的に参加し、活躍できる集団づくりに努める。

- (1) 学校いじめ防止基本方針(児童版)の策定
- (2) 児童会「いじめ防止五七五」大会の実施による「いじめ根絶宣言」の策定
- (3) 児童会「縦割り班活動」・「たてわり集会」の活動の充実
- (4) 児童会・保健体育委員会「全校遊び」集会の計画的な運営

#### 3 学校いじめ対策組織の設置

#### (1) 学校いじめ対策組織



#### (2) 学校いじめ対策組織の役割

- 1) 発達支持的生徒指導
  - ア)児童への日常的な声かけや授業等を通じて、思いやりや共感性を育てる。
- ②未然防止
  - ア)いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ③早期発見•事案対処
  - ア) いじめの相談・通報を受け付ける窓口を明示する。
  - イ) いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集・記録・共有を行う。
  - ウ) いじめに係る情報があった時には迅速に情報を共有し、関係児童に対する聴き取り調査等により、事実関係の把握及びいじめか否かの判断を行う。
  - エ) いじめの解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し実行する。
  - オ) いじめを受けた児童に対する支援やいじめを行った児童に対する指導等,対応方針の決定し、保護者の対応等を組織的に実施する。
  - 力) 学校いじめ対策組織会議の内容の記録・保管を行う。
- ④学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
  - ア)本基本方針における年間計画に基づいた校内研修を計画的に実施する。
  - イ) 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と見 直しを行う。

#### 4 いじめ防止の取組

#### (1) いじめについての共通理解

- ①いじめの態様や特質,原因・背景,具体的な指導上の留意点について,職員会議や学校いじめ対策組織会議(定例交流会:月1回),校内研修において周知し,教職員全員の共通理解を図る。
- ②いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、児童用「学校いじめ防止基本方針」を作成し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、児童が容易に理解できるような取組を進める。

#### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実や,読書活動・体験活動などの 推進により,児童の社会性をはぐくむ取組を進める。
- ②幅広い社会体験,生活体験の機会を設け,他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養うとともに,自分の存在と他者の存在を等しく認め,互いの人格を尊重する態度を育てる。

#### (3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努める。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

#### (4) 自己有用感\*1や自己肯定感\*2をはぐくむ指導の充実

- ①教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高めるよう努めます。
- ②自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- ③自己有用感や自己肯定感,社会性などは,発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。
- ※1 自己有用感・・・他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情
- % 2 自己肯定感 $\cdots$ 「自分はよいところがある」、「自分はOOができる」など、自らを積極的に評価できる感情

#### 5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われるという認識に立ち、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知していく。

- 〇 日常の観察やふれあい活動,定期的なアンケート調査,チェックシートの活用,教育相談の実施などにより,いじめの早期発見に努めるとともに,児童生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- 児童生徒及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の 利用や関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体 制を整備する。

#### ◇保護者の役割◇

○ 保護者は、日頃から家庭において、その保護する児童との会話や触れ合いを通して 生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把 握した場合には、児童に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学 校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切 です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝(登校前)】
口 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
□ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
口 遅刻や早退がふえた。
□ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。
【夕(下校後)】
□ 携帯電話やメールの着信音におびえる。
□ 勉強しなくなる。集中力がない。
□ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
□ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
□ 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。
【夜(就寝前)】
□ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
□ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
□ 学校や友だちの話題がへった。
□ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
□ パソコンやスマホをいつも気にしている。
□ 理由をはっきり言わないあざやきずあとがある。
【夜間(就寝後)】
□ 寝つきが悪かったり,夜眠れなかったりする日が続く。
□ 学校で使う物や持ち物がなくなったり,こわれている。
□ 教科書やノートにいやがらせのらくがきをされたり, やぶられたりしている。
□ 服がよごれていたり, やぶれていたりする。
<h 2="" 6="" td="" 文部科学省「いじめのサイン発見シート」より引用<=""></h>

○ 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、いじめを受けた又はいじめを行った 児童の保護者、学校と連携し、適切な方法により、問題の解決に努めることが大切 です。

# いじめ発見・見守りチェックリスト

年	組	記入者		【記入日	月	$\exists$
次の項目に該	当する児	見童がいる場合は,	横に名前を記載し	てくださレ	<b>\</b> <sub>0</sub>	
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	まど。の、そ、こが恃、くられ渇す傷・で、に、ば体一変ち、(しや示るや早過、職、にの人わ物、さ,傷物。あ退ご、員、い不でっを、え合み等、ざ	が増えた。 ボ増えが増えた。 ボ増間が をいかない。 をいかをでいた。 でをでいる。 でをでいる。 できでいた。 できでいた。 できでいた。 できでいた。 できでいた。 できでいた。 できでいた。 できでいた。 できでいた。 できて	又は、すぐに保健室でよく見かける。 5 い走りをさせられたい。	室に マース・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	児童氏名	
□ 学習意欲が □ 発言したり □ グループ約 □ グループを	つも遅れ が減退し , 褒めら 扁成の際 を編成す	て入ってくる。… たり,忘れ物が増 れたりすると冷やがに,所属グルーフ ると机を離された	えたりしている。・・かしやからかいがあるが決まらず孤立するもの避けられたりする。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	··· (	児童氏名	]
ロ ゴミ捨てな	こ一人だ など,人	  け離れて掃除して の嫌がる仕事をい	[いる。 いつもしている。	[	児童氏名	]

# 主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月・木 8:45~20:00 火・水・木 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<電話番号>

0120-3882-56

0120-0-78310(24時間子供SOSダイヤル)

〈受付時間〉 毎日24時間

<メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

〈電話番号〉 0120-007-110(ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

<受付時間> 平日 8:30~17:15

◆少年サポートセンター「少年相談110番」(北海道警察)

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

平日 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

平日 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

平日 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。 事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立正和小学校 TEL26-4269

#### 6 いじめへの対処

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - 〇遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさ せる。
  - 〇いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせた児童生徒の安全を確保する。
  - 〇児童生徒の生命,身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは,直ちに 警察等関係機関と連携し,適切な援助を求める。
- (2) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への支援
  - 〇いじめを受けた児童生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝える。
  - 〇いじめを受けた児童生徒の見守りを行うなど,いじめを受けた児童生徒の安全を 確保する。
  - 〇必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター(警察経験者)など 外部専門家の協力を得て対応する。
- (3) いじめを行った児童生徒への指導及びその保護者への助言
  - 〇いじめを行ったとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い, いじめがあった ことが確認された場合, いじめを止めさせ, その再発を防止する。
  - 〇いじめを行った児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な 人格の発達に向けた指導を行う。
  - 〇事実関係の確認後,当該保護者に連絡し,以後の対応を適切に行えるよう保護者 の協力を求めるとともに,継続的な助言を行う。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
  - 〇いじめを傍観していた児童生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
  - 〇学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよ うという意識を深める。
- (5) 性にかかわる事案への対応
  - ○他の事案と同様に、学校いじめ対策組織において、組織的にいじめであるか否か の判断を行うとともに、児童のプライバシーに配慮した対処を行う。
  - 〇事案の対処に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編成 し、児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割 分担を行う。
  - 〇事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や警察等の関係機関との連携を図る。
  - 〇チーム内でのみ詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努める。

#### (6) 関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

〇学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないよう,教育委員会が 窓口となり,各学校との緊密な連携の下,対応への指導・助言を行うとともに, 学校相互間の連携協力を促す。

#### 保護者の役割

- 〇保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け 止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安 心させるとともに、児童生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めること が大切です。
- 〇保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く 反省するよう厳しく指導するとともに、児童生徒が同じ過ちを繰り返すことがな いよう、児童生徒を見守り支えることが大切です。

#### 7 いじめへの解消

学校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

学校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- 〇学校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童生徒を徹底的 に守り通し、その安全・安心を確保する。
- 〇学校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分 にあり得ることを踏まえ、当該児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

#### 早期発見・事案対処マニュアル 【いじめの把握・報告】 くいじめの把握> いじめを受けた児童や保護者 周囲の児童や保護者 学級担任 養護教諭等学級担任以外の教職員 児童アンケート調査や教育相談 スクールカウンセラー(SC) 0 学校以外の関係機関や地域住民 その他 <いじめの報告> ○ 把握者 → 報告窓□ → 集約担当 → 校長・教頭 いじめ対策組織会議の開催

# 【事実確認及び指導方針等の決定(いじめ対策組織会議)】

□事実関係の把握 口いじめ認知の判断 口「いじめ対処プラン」の作成(指導方針、指導方法、役割分担等の決定) 口SCや関係機関等との連携の検討 口全教職員による共通理解

#### 【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童及び保護者への支援 〇 いじめを行った児童及び保護者への指導・助言 周囲の児童への指導 図 S C などによる心のケア 関係機関(教育委員会,警察,子ども総合相談センター)との連携

	いじめを受けた児童	いじめを行った児童	周囲の児童
学校	□組織体制を整え,安を ・安を ・安を ・安を ・安を ・安を ・大安を ・大安を ・大安を ・大安を ・大安を ・大学 ・大学 ・大学 ・大学 ・大学 ・大学 ・大学 ・大学	□いでは、 口では、 であい行さは、 であい行さはのでは、 ででは、 でではいいが、 でではいでは、 でではいいが、 でではいいが、 でではいいが、 でいではいいが、 でいではいいが、 でいではいいが、 でいでいが、 でいではいいが、 でいではいいが、 でいではいいが、 でいではいいが、 でいでいが、 でいがいが、 でいでいが、 でいでいが、 でいでいが、 でいでいが、 でいでいが、 でいがいが、 でいがいが、 でいがが、 でいが、 でいがいが、 でいがいが、 でいがいが、 でいがいが、 でいがいが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいがが、 でいががが、 でいががが、 でいがががががががががががががががががががががががががががががががががががが	□いじめを傍観したりのでははいいでははいからのではないのででででである。 ははは、発見らせからのでででである。 大切かいにあるがいとないではは、 大切からのではながられたのでででである。 大切からのではながられたのでである。 大切からいではないできるができる。 は、よってはないできるができる。 は、よってはないできるができる。 は、はいいではないできる。 は、はいいではないできる。
家庭	□家庭訪問等により,その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 実関係を説明する。 □今後の指導の方針及び 具体的な手立て,対処の取組について説明する。	□迅速に事実関係を説明 し、家庭における指導 を要請する。 □保護者と連携して以る の対応を適切に行える よう協力を求めると もに、 そのである。 もに、 である。	口いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し、教育的配慮のもと、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。
0	いじめ対策組織におけるい	1じめの解消の判断	

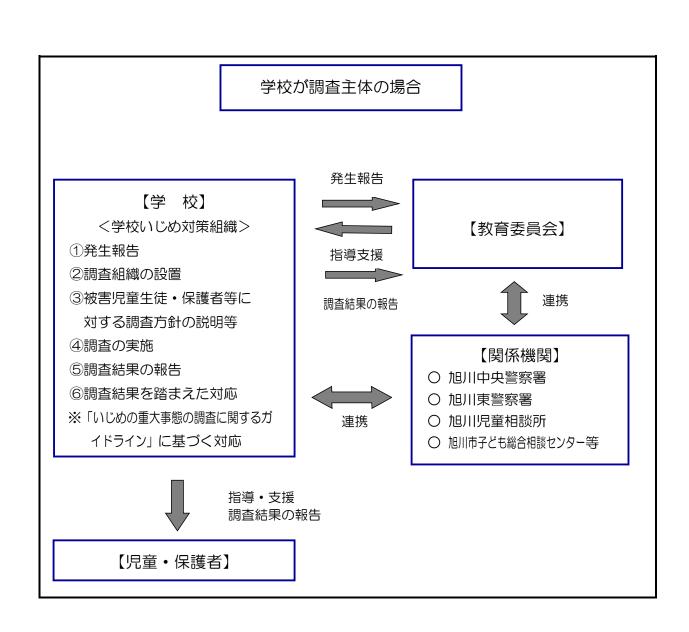
#### 【再発防止に向けた取組】

- 〇 原因の詳細な分析
  - □事実の整理、指導方針の再確認
  - ロスクールカウンセラーなど外部 の専門家等の活用
- 学校体制の改善・充実
  - 口生徒指導体制の点検・改善
  - □教育相談体制の強化
  - □児童生徒理解研修や事例研究 等, 実践的な校内研修の実施
- 教育内容及び指導方法の改 善• 充実
  - □児童の居場所づくり、絆づくり など, 学年・学級経営の一層の 充実
  - □道徳教育の充実等, 児童生徒の 豊かな心を育てる指導の工夫
  - □分かる授業の展開や認め励ま し伸ばす指導、自己有用感を高 める指導など,授業改善の取組
- 家庭, 地域との連携強化
  - 口教育方針やいじめ防止の取組 等の情報提供や教育活動の積 極的な公開
  - □学校評価を通じた学校運営協 議会等によるいじめの問題の 取組状況や達成状況の評価
  - □児童のPTA活動や地域行事 への積極的な参加による豊か な心の醸成

#### 8 いじめの重大事態への対応

学校は、いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処する。

- ○学校は、重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会に報告する。
- 〇教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存の学校いじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- ○重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にする。
- 〇調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、 適時、適切な方法で情報を提供する。



- 9 いじめの防止等に関係する機関、保護者との連携 学校は、関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施 します。
  - 〇学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止 プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童生徒の代表、 地域住民などの参画を得て進めるよう努める。
  - 〇いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察経験者)等の外部専門家を加えて対応する。(再掲)
  - ○民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。
- 10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携 学校は、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、 情報モラル教育の充実と啓発に努めます。
  - 〇日常的, 計画的に情報モラル教育を進めるとともに, 保護者に対して啓発を行う。
  - ○学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努める。
  - 〇不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を 求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて関係機関に適切な援助を求める。

#### 保護者の役割

- 〇保護者は、その保護する児童生徒の発達の段階を踏まえ、児童生徒の能力や日常生活に見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、児童生徒が納得できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合うことが重要です。
- 〇保護者は、その保護する児童生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

## いじめの発見・観察ポイント(保護者用)

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、 いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなど と考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の 先生などに相談しましょう。

第1段階 観察しましょう
口「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
口兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
口保護者への反発が強くなる。
口食欲がない。
口寝言などでうなされることがある。
□勉強が身に入ってないように見える。
口帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
□最近、よく物をなくす。
口学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
口メールやブログ等を今まで以上に気にする。
口友達から呼び出される。
□頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
□学校のノートや教科書を見せたがらない。(*教科書への落書き,破れ)
口保護者の前で宿題をやろうとしない。(*プリントへの落書き、破れ)
口学校行事に来ないでほしいと言う。
口学校からのプリントを見せない。
口放心状態でいることがよくある。
口何もしていない時間が多い。
口倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
□無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い,学校に相談しましょう
口「行ってきます」「ただいま」を言わない。
口気分の浮き沈みが激しい。
口兄弟姉妹にあたることが増える。
口理由もなくイライラする。
口食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
口成績やテスト結果が急に下がる。
口制服や衣服の汚れが顕著になる。
口物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
口学校のことを詳しく,具体的に聞こうとすると怒る。
ロメールやブログ等を見ようとしない。
口いたずら電話がよくかかってくる。
口ちょっとした音に敏感になる。
口友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
口親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
口学校や友達の話題を避けるようになる。
口持ち物への落書きがある。
口衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
口原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
口登校を渋る。
口身体を見せたがらない。
口外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

### 第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

口急に誰刀	'を馬つ	にり	19	<b>්</b>
-------	------	----	----	----------

- 口かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- □身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- 口身体にマジックによるいたずらがある。
- □急に友達関係が変わる。
- 口友達から頻繁に呼び出される。
- 口学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- □悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- 口学校を転校したいと言い出す。
- 口金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- 口以前では考えられないような非行行動が見られる。
- 口自傷行為(リストカット等)に及ぶことがある。
- 口日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。